

健康保険あきた

令和4年4月
第136号

〈発行〉
全国健康保険協会
(協会けんぽ)秋田支部
秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田
Tel:018-883-1800
(平日8:30~17:15)

協会けんぽ 秋田 検索



職場内で掲示・回覧を
お願ひします



令和4年度 協会けんぽ秋田支部事業計画

令和4年度 協会けんぽ秋田支部事業計画の一部をご紹介します！

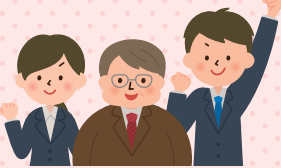
◆ 取組内容 ◆

健康経営®(「ミラボヘルスの推進」)

県や関係団体と連携しながら「健康経営宣言」事業の取組をさらに進めます。

「健康経営宣言」事業とは、職場の健康づくりに積極的に取組むことを宣言し、事業主様と協会けんぽが連携して、事業所の健康問題の解決や、職場環境改善など、従業員様の健康の維持増進を図る事業です。令和4年2月末現在、秋田支部では、1,458事業所様が健康経営宣言しています。

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



特定健診・特定保健指導の推進

加入者の方が一人でも多く健診を受けられるように環境を整えるとともに、健診結果データ取得の取組をさらに推進します。

また、特定保健指導についても、内容をさらに充実させるとともに、関係団体や特定保健指導実施機関と連携を深めながら取組をさらに推進します。



重症化予防対策の推進

生活習慣病の重症化予防対策として、健診の結果、治療が必要と診断

されながら医療機関を受診していない方へ、文書や電話で医療機関の受診をお勧めする取組を外部委託を活用しながら推進します。

要治療などと判定された方は、早めに医療機関を受診しましょう！



業務改革の推進

業務の生産性の向上を目指して、健康保険給付業務の標準化の徹底などを行い、効率的な業務処理体制を推進します。

広報活動

定期発行物による広報のほか、ホームページやメールマガジン、更にはW

ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを年2回実施するなど更なる使用促進を図ります。なお、秋田支部の令和3年10月の使用割合は82.3%です。

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等であると国が認めたお薬です！



【お問い合わせ】企画総務グループ
☎018(883)1841

令和4年度秋田支部の事業計画の詳細は、
協会けんぽ秋田支部ホームページからご確認いただけます

保険料率改定のお知らせ

令和4年度の健康保険料率及び介護保険料率は、3月(4月納付)分から変更となります。

詳しくはこちら



協会けんぽ秋田支部データ

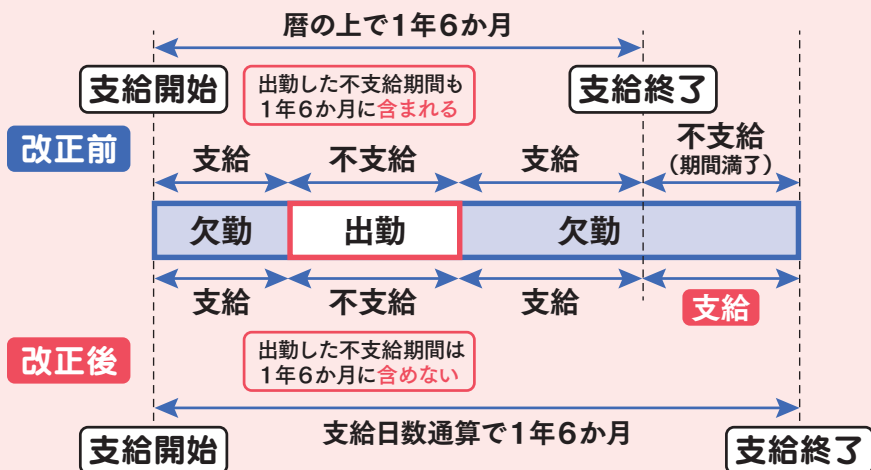
令和3年11月末現在の確定値
()内は対前年同月比

事業所数	16,547社 (251社)
被保険者数	202,946人 (△1,020人)
被扶養者数	114,735人 (△3,405人)
平均標準報酬月額	247,296円 (3,896円)

**傷病手当金の支給期間が
通算化されました**

傷病手当金は、業務外の病気やケガで仕事を休み、給与が受けられない場合に支給されます。
 これまでは、暦の上で1年6か月経過すると傷病手当金の支給は終了となっていました。
 今回の改正では、支給した期間が通算化されることになり、出勤等により不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになります。

改正イメージ



※令和3年12月31日時点で、1年6か月を経過していない傷病手当金が対象です。

**任意継続被保険者制度の
資格喪失要件が追加されました**

任意継続被保険者制度は、退職の日まで2カ月以上加入者(被保険者)であった方が、退職した後も引き続き最長2年間加入できる制度です。
 今回の改正では、資格喪失事由の要件が追加され、被保険者が希望すれば、その申出が受理された月の翌月1日に資格を喪失することとなります。

改正前

- 1 就職など健康保険等の被保険者となったとき
- 2 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- 3 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- 4 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- 5 被保険者が死亡したとき

改正後

- 6 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出たとき

新たに追加されます

例 令和4年5月13日に申出を受理した場合
 ↓ 令和4年6月1日に資格喪失

今般の制度改正について詳しくはこちらをご覧ください。



保健事業の一部を外部委託しています

協会けんぽ秋田支部では、健康づくりの支援拡大を目指して、保健事業の一部を業務委託しています。
 令和4年度は、健診結果に基づいた医療機関への受診勧奨業務を

株式会社エム・エイチ・アイ

に、被保険者に対する特定保健指導業務を

株式会社ベネフィット・ワン

に業務委託しており、委託先担当者からご本人もしくは事業所様へ電話にてご連絡をさせていただく場合があります。

対象の方に何度かご案内をする事がありますが、大切な社員の健康を守ることに努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**ご家族様対象の健診(特定健診)
受診券を送付しています**

40歳以上の協会けんぽに加入するご家族様を対象とした健診(特定健診)のご案内を被保険者(お勤めされているご本人)様の住所あてに送付しています。送付した受診券が対象となる方へ届かなかつた場合は、被保険者様がお勧めされている事業所様へ送付いたします。届いた場合には、ご家族様へお渡しいただくよう従業員の皆さまへお知らせください。

黄色の封筒が目印です!



【お問い合わせ】業務グループ
 ☎018(8883)1800

【お問い合わせ】保健グループ
 ☎018(8883)1893